

令和3年度「全国漁船安全操業推進月間」の活動計画概要

1. 行事の名称

令和3年度全国漁船安全操業推進月間

2. 経緯・趣旨

我が国周辺では、漁船からの海中転落や衝突事故によって毎年多くの漁業者が命を落としている。このような事故を減らすためには、漁船の安全操業に関する漁業者の意識向上等を図ることが重要である。

このため、漁船事故防止に向けた取り組みの一環として、漁業関係団体や関係行政機関が連携して毎年10月を「全国漁船安全操業推進月間（以下、「月間」という。）」として位置づけ、全国の漁業者及び漁業関係者に対して、事故防止のための周知啓発キャンペーンを実施している。

3. 実施団体における各自の運動等との連携

各実施団体においては、各自で計画している漁船安全操業推進運動を妨げるものではないが、月間の目的及び取組内容を踏まえ、可能な範囲において連携して実施することとする。

4. 月間実施期間

令和3年10月1日～10月31日

5. 月間の目的

- (1) 漁船安全操業に関する漁業者意識の向上
- (2) ライフジャケット着用率の向上等による人身事故発生の減少
- (3) 安全航行・安全操業の徹底やAIS（船舶自動識別装置）の普及促進等による漁船事故の防止

6. 月間における主な取組内容

月間実行委員会は、漁業関係者等に対し以下のような取り組みを実施する。

- (1) 月間期間中、漁船安全操業に関する啓発ポスター等を作成し漁協・漁連等の関係漁業団体や関係行政機関に掲示して安全操業への周知徹底を図る。
- (2) 水産庁において、地方行政機関等の協力を得たライフジャケットの着用状況調査の実施と結果の公表及び、漁船の安全対策に関する優良な取り組みに対する表彰を行う。

但し表彰式については、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、形式を変更する可能性がある。

7. 月間の実施団体

(1) 月間実行委員会

幹事団体：一般社団法人大日本水産会

協賛団体：特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

全国漁業協同組合連合会

全国共済水産業協同組合連合会

日本漁船保険組合

一般財団法人中央漁業操業安全協会

公益財団法人漁船海難遺児育英会

一般社団法人全国漁業無線協会

一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター

(2) 後援団体：水産庁、海上保安庁、国土交通省、運輸安全委員会、海難審判所